

## 聴覚保護具と労働衛生教育に関する見直しの方向性(案)

## 1 聴覚保護具について

- 聴覚保護具は、大きく分けてパッシブタイプと電気式のアクティブタイプがあり、それぞれ耳栓とイヤーマフに分類される。
- 耳栓には、発泡型（フォームタイプ）と成型型とがあり、発泡型は、安価で高い遮音値を得られるが、正しい遮音値を得るためにはあらかじめ変形させてから耳に挿入する必要があるものもある。成型型は、会話や合図に支障がないよう遮音値を一定に抑えたものもある。
- 聴覚保護具は、JIS T8161-1（2020）に規定する試験方法により遮音値が示されているので、JIS T8161-2（2020）に規定する推定方法を用いて、必要かつ十分な遮音性能の聴覚保護具を選定する。聴覚保護具の選定に当たっては、聴覚保護具を着用した状態で、耳に届く騒音レベルが概ね 70-80dB の範囲に収まるよう、聴覚保護具の遮音値を考慮するのが良い。
- いずれの聴覚保護具も、正しく着用すれば一定の遮音値を得ることができると、騒音源対策などの工学的対策により効果を上げにくい場合でも、騒音ばく露の低減化に高い効果を上げることができる。
- 危険作業等において安全確保のために周囲の音を聞く必要がある場合や会話が必要な作業の場合においては、遮音値の大きい発泡型耳栓を選定すると聞き取りにくくなることから、遮音値を抑えた聴覚保護具を適切に選定するよう留意する。周囲の騒音レベルが高く、必要な遮音値が大きい場合には、イヤーマフと発泡型耳栓の併用も検討する。
- 聴覚保護具の実際の遮音値は、着用方法により個人差が大きいことから、労働衛生教育により、正しい着用方法を習得する必要がある。
- 健康診断の結果、要観察とされた労働者や、等価騒音レベルが 90dB(A) 以上となる騒音にばく露する作業を行う労働者に対しては、管理者は、聴覚保護具を着用させることはもちろん、聴覚保護具を正しく着用していることを確認する必要がある。この確認にフィットテストは有用である。

## 2 労働衛生教育について

- 現行ガイドラインにおいては、騒音作業従事者に対する 3 時間の労働衛生教育のみが定められているが、一般的な作業従事者にとって 3 時間にわたる網羅的な科目は負担が大きいという理由により、必要な対象者に労働衛生教育が行われていない場合が多いと考えられる。
- 騒音作業従事者に対する労働衛生教育の内容は、音の性質と騒音作業、騒

音の人体に及ぼす影響及び聴覚保護具の適切な使用方法の3つに絞って、簡潔に実施することにより、幅広い対象者に実施することが望まれる。

- 対象作業場における業務については、騒音作業従事者の騒音ばく露を低減するための措置を行う管理者を定め、当該管理者に対しては、騒音の人体に及ぼす影響、騒音ばく露レベルの把握、騒音ばく露を低減するための措置、聴覚保護具の使用法、改善事例及び関係法令についての労働衛生教育を行うべきである。管理者に対する労働衛生教育の科目、範囲及び時間については、次の表のとおりとする。

管理者向け労働衛生教育

科目	範囲	時間
騒音の人体に及ぼす影響	影響の種類 聴力障害	60分
適正な作業環境の確保と維持管理	騒音の測定と作業環境の評価 騒音発生源対策 騒音伝ば経路対策	50分
聴覚保護具の使用法	聴覚保護具の種類 聴覚保護具の性能と選択 聴覚保護具の着用方法と保守管理 聴覚保護具の効果の確認の方法	30分
改善事例及び関係法令	改善事例 騒音作業に係る労働衛生関係法令、 通達等	40分

- 労働衛生教育は、事業場において騒音障害防止についての理解を深め、騒音障害のリスクに応じた措置を適切に講ずるために不可欠であることから、ガイドラインの対象となる作業場において広く実施すべきである。また、管理者向け労働衛生教育を円滑に実施する観点から、災害防止団体等においては、管理者向け労働衛生教育に関する教育教材の作成や、管理者を養成するための講師養成講習などを準備することが期待される。